

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。



定
款

合資會社乃自動車運輸商會



合資會社ニシテ自働車運送會社

新 規

三



第壹章 總則

第壹條

本會社章程之規定之目的、為經營自働車運送會社トシテ

第貳章 目的

第貳條

本會社自働車運送之貨物又ハ旅客ノ運送並ニ之ニ附帶シテ
ノ業ヲ営ムコトヲ目的トス

第參章 商號

第參條

本會社商號ヲ合資會社トシテ自働車運送會社ト稱ス

第肆章

第肆條

本會社、本會社ヲ東京市本町區本町四丁目拾番地ニ置キ
本會社ヲ設立シ、其ノ宗旨、及ビ章程、自働車運送會社トシテ

第五條

社員任氏及其子孫、種類價格評價、標準及査定法、如左

一、電器加入權、是日第一三〇番

此價格、金五百圓也

一、乘用自動車

參輛

但、ホイット一九三九年式

式輛、四百圓也

シボレー一九三九年式

式輛、式百五十圓也

此價格、金六百五十圓也

西山遊次

一、貨物自動車

參輛

但、シボレー一九三〇年式

此價格、金壹仟貳百圓也

無限、東京市東區石原河田一〇一三

西山

一、乘用自動車

參輛

但、シボレー一九三二年式

式輛

シボレー一九三二年式

式輛

此價格、金參仟圓也

有限、東京市東區石原河田一〇一三

西山

一貨物自動車 参考

但し折牙ード一九三一年式

一九二九年式

一九二八年式

此價格金是所百五拾圓也

有限 東京市車道石原河田下日拾番地一参考

西山 参考

一貨物自動車 式輛

但し折牙ード一九三〇年式

此價格金八百圓也

有限 東京市車道石原河田下日拾番地参考

第七條

其ノ引渡シ又ハ名義書替ヲナスベシ

第五章 業務執行及ハ會社代表

第七條

本社ノ業務ハ業務執行社員之ヲ執行ス

第八條

業務執行社員ハ姓名トシテ無限責任社員ノ互選ヲ以テ選任ス

第九條

業務執行社員ノ任期ハ参考年トシ 但シ再選ニシテ妨ケズ

第十條

業務執行社員ノ報酬ハ社員ノ過半数ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第十一條

業務執行社員ハ會社ヲ代表ス

第七章 計算

第拾貳條

營業年度ハ毎年四月末日始メ翌年終日末日迄ニ

第拾參條

業務執行社員ハ營業年度終リ終リ計算ナリテ
左ノ掛ケル書類ヲ社員ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ム
ルコトヲ要ス

一 財産目録

二 貸借対照表

三 營業報告書

四 損益計算書

五 利益配当案ニ議案

第拾肆條

業務報告ニ社員ハ前條ノ其外トモモ會社ノ業務
又ハ財産目録ニ重要ナルノ項ニテ社員ニ報告
スルコトヲ要ス

第拾伍條

會社ノ其ノ出資總額ノ百分ノ一達シテハ利益ヲ配当
スル毎ニ準備金ニシテ其ノ利益ノ百分ノ一以上ヲ積立
ツルコトヲ要ス

第拾陸條

會社ノ損失ヲ填補シテ前條ノ定ムル準備金ニ控除シタル
後ノ剰上ノ利益ヲ配当スルコトヲ得ス

第拾柒條

右社員ノ損益分配ノ割合ハ第五條ノ掲ケル出資額ニ
依リ但シ有限責任社員ノ損失ノ負担ニ出資目的ト
シタル物外ニ及バザル

第八章 社員ノ退社

第十八條

社員ノ商法下定メタル退社ノ事由ノ外左ノ事由因リ退社ス

一 已ニ得ヤル事由アリハ各社員ハ何時ニテ又退社スヌコトヲ得

ニ 破産

三 禁治産但シ有限責任社員ハ此限リニ在ラズ

四 除名

第十九條

社員ノ除名ハ左ノ場合ニ限リ退社ノ致ヲ以テ之ヲ言フコトヲ得但シ業務執行社員ノ除名セラレタル社員ニ其止日ヲ通知スルコトヲ得

一 社員ノ出資力言フ能ハザルトキ又ハ催告ヲ受ケタル後相當期間由テ出資力為サザルトキ

当リ會社ニ對シ不正ノ行為ヲ為シタルトキ

三 有限責任社員又ハ業務執行執行社員ニ此ナル無限責任社員ノ業務ノ執行ニ関與シタルトキ

四 其ハ社員ノ重要ナル義務ニ盡サザルトキ

第二十條

退社員ニ對シテハ會社ハ退社當時務ケル會社財産ノ割合ヨリ其持分ヲ拂戻スルコトニ退社當時ニ於テ未ダ結了セザル事項ニ付テハ其結了後ニ計算スルコトヲ得

第二十一條

退社員ノ持分ハ其ノ出資ノ種類如何ヲ可公舍鈔ヲ以テ拂戻ナスコトヲ得

第二十二條

社員ニ他ノ社員全員ノ承諾ヲ得テ持分ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スルコトヲ得

第九章

解散

第拾參條

本社の存立の時期に此定款作成の日より何日以内同トス

第拾四條

本社の前條に定むる存立の時期満了の外左の事由因りて解散ス

一 會社の目的を事業不能

二 總社員の同意

三 會社の合併

第拾五條

會社の合併の事由に總社員の同意を以て要ス

第十章

清算

第拾六條

會社解散の場合に於ては會社財産の処分方法に總社員の同意を以て之を定ム

但し清算人選出の解任の社員過半数を以て之を決ス

第拾七條

解散財産の各社員に未償還額を以て之を分配ス

附則

第拾八條

本定款の規定に事項に商法に規定に従フ

知合員會社設立ノ為ニ此定款を作り各社員左ノ署名ス

昭和七年十月十五

東京市本町区石原町四丁目拾番地

無限責任社員 西山進次

東京市本町区石原町四丁目拾番地

無限責任社員 西山川

東京市本町区石原町四丁目拾番地

有限責任社員 西山進

東京市東區芝罘町四丁目拾番地參

有限責任社實 西山 燈

東京市東區芝罘町四丁目拾番地參

有限責任社實 西山 燈

右三名未成年者親權者父

西山 燈

以 之